

総務庁長官 続 訓弘 殿

統計審議会会長 溝口 敏行

諮問第262号の答申
建設工事統計調査の改正について

建設省は、建設工事統計調査（指定統計第84号を作成するための調査）のうち毎月調査している公共工事着工統計調査並びに毎月調査している民間土木工事着工調査及び建設工事受注調査（いずれも統計報告の徴集）の3調査を再編・統合し、建設工事の動向を受注面から総合的にとらえるため、平成12年4月から新たに建設工事統計調査のうちの毎月調査として「建設工事動態統計調査（仮称）」を実施することを計画している。

本審議会は、今回の再編・統合が建設工事の動向を早期に把握し、景気判断のための情報を提供する重要な調査に関するものであることにかんがみ、今回の改正計画全般について慎重に審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

1 建設工事の毎月の動向を把握する調査の再編・統合について

我が国の建設業は、建設投資額についてみると、国内総支出の約15%を占め、また就業者数についてみても全産業の就業人口の約1割を占めるなど重要な産業となっているが、近年、社会経済情勢が変化する中で、建設業の工事受注形態や工事内容等も変化してきており、このような変化を的確にとらえた統計の作成とその動向把握の早期化が重要な課題となっている。

本調査計画は、毎月の建設工事の動向に関する統計を体系的に整備するとともに、報告者負担の軽減に資するという観点から、建設業許可業者を対象に、工事の発注者別及び受注・着工時点別にそれぞれ実施されている公共工事着工統計調査、民間土木工事着工調査及び建設工事受注調査の3調査を建設工事動態統計調査（仮称）として再編・統合し、調査時点を建設工事の受注契約締結時に統一してその受注（請負）額等を調査しようとするものである。

現行の3調査においては、調査客体は建設業許可業者であるが、調査対象業者等の範囲が各々異なっていること、また、調査時点が受注契約締結時又は着工時となっていることから、調査事項が密接に関連しているにもかかわらず、建設工事に着目した建設業の活動の全体の動向把握という点からは必ずしも十分でない面がみられたが、新たに計画されている本調査は、これらの問題の改善を図り、建設業の動向を建設工事の受注面から総合的・一体的に把握するものとして評価できる。

ただし、統合される3調査のうち、建設工事受注調査については、建設行政の基礎資

料等として引き続き対前年同月比を明らかにする統計の作成が必要と認められることから、新たに計画されている本調査により対前年同月との比較が可能となるまでの期間（平成12年度1年間）に限り、当該統計作成に必要な標本数の確保、集計等を行うことが適当と認められる。

なお、本調査が建設工事の受注額の動向を把握するための調査であることにかんがみ調査の名称は、「建設工事受注動態統計調査」とすることが適当と認められる。

2 今回の改正計画について

(1) 標本設計

標本設計については、3調査の再編・統合により大幅な見直しが行われ、建設業許可業者を母集団として、資本金及び許可業種別に層化抽出した建設工事統計調査のうち毎年調査している建設工事施工統計調査の調査対象業者の中から、年間の完成工事高が1億円以上の12,000業者を抽出する計画である。また、抽出率については建設工事施工統計調査の調査結果を完成工事高及び公共元請完成工事高により層化した上で、完成工事高に基づくネイマン配分により設定する計画である。

今回の標本設計については、建設工事の動向を総合的に把握するという本調査の目的に即したものとなっており、また、必要な結果精度が確保されるものと見込まれることから、おおむね適当と認められる。

しかし、平成12年度の調査実施後速やかに実績に基づき達成精度を分析して明らかにするとともに、その結果を踏まえ、今回の標本設計について再評価を行うことが望ましい。

(2) 調査票及び調査事項

調査票については、現行3調査の調査票10種類を2種類に集約するとともに、全調査客体に共通の調査票についてはOCR化することとしており、調査の効率的実施、報告者の負担軽減を図るものとして適当と認められる。

調査事項については、最近の建設工事における動向を踏まえ、工事種類の区分を建築工事、土木工事と大別していたものから建築工事、土木工事、機械装置等工事という区分に変更した上で、これらの区分に従った総受注額等を追加するとともに、発注者区分における運輸・通信業を運輸業と通信業に分割して受注額等を把握する計画である。また、官公庁から受注した工事におけるいわゆるジョイントベンチャー（共同企業体）工事の受注合計額及び持分額を追加するとともに、民間建築工事の維持・補修工事に関する受注額等を追加する計画である。これらについては、施設設備の機械化に伴い増加している機械装置等工事の動向、異なった要因で変動する運輸業及び通信業の発注工事の動向、建設省が中小建設業者の育成を目的として推進している共同企業体工事の動向、社会資本等の蓄積に伴い増加している維持・補修工事の動向等の把握に資するものとして適当と認められる。

一方、公共工事着工統計調査又は民間土木工事着工調査で把握していた無償支給材料評価額及び労働者の延べ就業予定数、建設工事受注調査で大手50社を対象に把握していた製造業の発注者の細区分、大手50社以外を対象に把握していた下請工事の総受注額等の官公庁・民間の区分、前月中施工高及び前月末未消化工事高等の調査事項を

廃止する計画であるが、これらについては、利用ニーズの低下等を踏まえ、報告者の負担軽減を図る観点から廃止するものであり、適当と認められる。

(3) 調査対象となる建設工事1件当たりの基準金額等

調査対象となる官公庁から受注した工事1件当たりの基準金額については、現行の100万円以上を500万円以上とする計画である。また、民間から受注した工事のうち、土木工事については、現行の100万円以上を500万円以上とするとともに建築工事及び機械装置等工事については、調査対象を現行の大手50社からすべての建設業許可業者とし、基準金額を10億円以上から建築工事は5億円以上、機械装置等工事は500万円以上とする計画である。

官公庁から受注した工事及び民間から受注した土木工事に係る基準金額の改定については、現行基準設定後の1件当たりの工事単価の上昇や工事の大型化の傾向を踏まえたものであり、調査結果の利用上も特段の問題は認められず、報告者負担の軽減に資するものであることから、適当と認められる。また、機械装置等工事についても、調査対象が拡大され、調査結果の利用上も特段の問題はないと認められることから、適当と認められる。

一方、民間から受注した建築工事については、調査対象が拡大される点では評価できるものの、工事1件当たりの基準金額は5億円以上と依然として高い水準で設定されているため、社会資本等の蓄積に伴い増加している維持・補修工事の把握等を十分に行い得るとは認められない。これについては、報告者負担にも配慮しつつ、よりの確に把握するための措置を講ずることについて検討する必要がある。

(4) 調査方法

調査方法については、大手50社を対象に、試行的に電子的手段を用いた調査を実施することを計画している。これについては、調査の効率化及び報告者の負担軽減に資するものとしておおむね適当と認められる。

しかし、大手50社以外の調査対象についても、電子的手段を用いた調査の導入について検討するなど、報告者負担の一層の軽減等に向けた検討が必要である。